

# 倉吉市での「いじめ」対策について

平成24年9月28日

倉吉市教育委員会

## 1 いじめ問題に関する基本的認識

- 「いじめは決して許されないことだが、どの学校でもどの子どもでも起こり得るもの」との認識で、的確な実態把握を行い、学校体制で早期に対応する。

## 2 学校の取組

- 「いじめ対策指針」（県教育委員会作成：平成24年度改訂予定）の徹底を図る。

### 【いじめの早期発見・早期対応】

- 教師と児童生徒との信頼関係を築くとともに児童生徒へのアンケート調査や教育相談、連絡ノートでの日記指導等丁寧な実態把握を継続し、早期発見・早期対応に努める。
- 学級担任等が一人で抱え込むのではなく、教職員間で綿密に情報交換し、学校全体で協力体制を確立して対応していく。
- いじめられている児童生徒の安心・安全を第一に考え、適切な指導を継続し、速やかに解消する。また、一度解消した事例についてもその後の状況について継続的に見守る。
- いじめも含め生徒指導上の問題行動については、問題の事実を学校がつかんだ時点で速やかに市教育委員会にも報告する。また状況に応じて関係機関との連携を図る。
- 学級、学校において種々の問題行動等が生じているときには、同時にいじめが行われている場合もあることに留意して対応する。
- 学校の教育基本方針等を積極的に保護者や地域住民へ公表し、保護者等の理解や協力が得られる体制づくりに努める。また、いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対して、誠意を持って対応する。

### 【いじめを許さない、いじめを生まない学級・学校づくり】

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に持たせる。
- いじめを行う児童生徒に対しては、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続する。また、状況によっては校内において他の児童生徒と異なる場所で指導する。いじ

めの状況が限度を超える児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。

- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を示す。
- hyper-Q U（よりよい学校生活と友だちづくりのためのアンケート）等を有効に活用し、個々の児童生徒や学級の状況を的確に把握し、学級経営に生かすと共に、個別にも迅速な対応を行う。
- 各教科及び道徳教育や体験学習（特別活動・学校行事・部活動等）を通して児童生徒同士の心の結びつきを深めると共に、人権同和教育を計画的に実施し互いを尊重する心情を育むことに力を入れる。

### 3 市教育委員会の取組

- 生徒指導の報告における「いじめ」については、生徒指導上重篤と判断したケースについて報告していた。今後は、「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」に関して報告を行うこととする。
- 報告のあった事例に対して、状況に応じて学校に出向き状況を確認するなど、連携して対応する。
- 「いじめ対策指針」（県教育委員会作成：平成24年度改訂予定）の徹底を図る。
- 小学校5年生と中学校3年生で年2回のhyper-Q Uの実施を予算化し、学級経営の充実を図る。
- 「いじめ」や教育全般に関わる相談窓口について、児童生徒、保護者に周知する。

### 4 具体的な取組

- ・10月校長会で「倉吉市の『いじめ』対策について」の指示徹底を図る。
- ・倉吉市生徒指導対策推進会議で生徒指導担当者等へ「倉吉市の『いじめ』対策について」の徹底を図る。
- ・各学校で「いじめ対策指針」についての共通理解を図る。
- ・各学級で、いじめに対応する学級経営について点検する。
- ・相談窓口について児童生徒、保護者に周知する。
- ・PTA連合会といじめ問題について意見交換を行う。